

## 答 申

### 第1 当審査会の結論

岐阜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った公文書公開請求に対する一部公開の決定（令和2年6月9日付け岐阜市学指第1218号の3の3。以下「本件処分」という。）のうち、別表第1及び別表第2に示す部分については公開すべきであるが、その余の部分为非公開とした決定は妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

審査請求の趣旨及びその理由の要旨は、審査請求書及び反論書並びに口頭での意見陳述によれば、おおむね次のとおりである。

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求人が令和2年1月7日付けで行った公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）に対し実施機関が「一部公開する」とした決定を「公開する」との決定とするよう求める。

#### 2 審査請求の理由の要旨

- (1) 「市の機関が行う事務又は事業であって、著しい支障が明らかであるものである」との理由から不開示箇所が全103頁に対して70頁に及ぶため、問題解決に至る点が全く不明になってしまっている。根本的な解決をするためには、すべて公開すべきである。
- (2) 本件は、他に類を見ない「いじめの重大事態の案件」である。岐阜市も認めているとおり第三者委員会での調査名は「岐阜市立中学校におけるいじめの重大事態調査報告書」とされており、「いじめ重大事態」との文言が題名の中に入れられている。
- (3) 教育長の謝罪は、亡くなった生徒と家族の方に向けられており、事件に係わった方々への謝罪ではない。
- (4) 文科省の担当者が、岐阜市教育委員会を訪れて「包み隠さず真相解明を」と指導した。
- (5) 記者会見で教育長が「家庭環境、生徒と生徒、生徒と教員のやり取り関する部分は示さない」旨、宣言して、マスクング部分を暗に正当化している。
- (6) 故人の声なき声を聴きとり、それに答えるには、報告書の内容は全て公開すべきである。
- (7) 「知る権利」は、憲法第21条によって当然に保障されており、この権利に基づいて報告書の全面公開を請求することができる。
- (8) 自死した生徒、親、担任の先生、加害生徒、加害生徒の親、この人たちのすべての気持ちに応えるには、いじめ事件の全容を知る必要がある。

### 第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明及びその理由の要旨は、弁明書によれば、おおむね次のとおりである。

## 1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

## 2 弁明の理由の要旨

- (1) 本件処分の対象となった公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、令和元年7月に岐阜市立中学校に在籍する3年生の男子生徒（以下「本件生徒」という。）が転落死した事案について、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に規定する重大事態として、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会が、教育委員会の諮問に応じ、同法第28条第1項に規定する調査を行い、その結果を答申として報告したものである。
- (2) 本件対象公文書は、本件生徒の保護者（以下「本件保護者」という。）、加害生徒、その他の生徒並びに学校及び教職員からの聞き取り調査をもとに作成されており、当該調査は、教職員を除き、調査対象者が特定されないことを前提条件として行われた。
- (3) 本件対象公文書は、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会から答申があった日に、岐阜市情報公開条例による公開非公開基準に則した判断を行い、非公開部分を削除した上で公表している。公表にあたっては、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）に従い、本件保護者の意向を十分に聞いた上で、判断を行った。
- (4) 本件公開請求に対しては、改めて岐阜市情報公開条例の規定に従い、次のとおり判断し、決定している。
- (5) 学校の生徒及び教職員の言動が記載された非公開部分（いじめの事実認定34件に記載された情報で本件保護者の意向を十分に聞いた上で裁量的公開をしたものを除く。）の情報は、個人に関する情報で特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち通常他人に知られたいと認められるものである。そのため、当該情報は非公開とした。
- (6) (5)の情報及び聞き取り調査の結果に基づき記載がされている部分の情報は、(2)の前提条件のもと作成されたものであり、また、本件保護者との関係で(3)の手続を踏んでいることから、公開することにより当該事務又は事業の性質上、関係者との信頼関係を損ない、当該事務又は事業の公正又は適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることが明らかなるものである。そのため、当該情報は非公開とした。

## 第4 当審査会の判断

### 1 本件対象公文書

本件対象公文書は、「岐阜市立中学校におけるいじめの重大事態調査報告書」である。

本件対象公文書が作成された経緯等は、次のとおりである。

- (1) 岐阜市は、令和元年7月3日に本件生徒が転落死した事案をいじめ防止対策推進法第28条第1項の重大事態として捉え、同条項に基づき、事実関係を明確にするため、調査を行った。
- (2) この調査は、岐阜市いじめ防止対策推進条例（令和2年岐阜市条例第

63号) 第17条第1項の規定により設置された岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会が、教育委員会からの諮問を受け、行った(岐阜市いじめ防止対策推進条例第17条第2項、第20条第2項)。当該調査の結果を答申としてまとめたものが「岐阜市立中学校におけるいじめの重大事態調査報告書」である。

- (3) この報告書については、文部科学省が定めた「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に従い、本件保護者の意向を確認した上で、令和元年12月23日に公表版として公表している。なお、この公表版では、岐阜市情報公開条例に照らし非公開とするのが妥当であると判断された部分については、公表されていない。

## 2 本件処分における非公開部分

実施機関は、本件処分において、本件対象公文書のうち非公開部分全体を岐阜市情報公開条例第6条第1項第4号イの情報に該当すると判断するとともに、本件生徒のほか、重大事態が発生した学校の生徒及び教職員等の言動が記載された部分については、岐阜市情報公開条例第6条第1項第2号にも該当すると判断して、非公開決定を行った。

なお、実施機関は、岐阜市情報公開条例第6条第1項第2号又は第4号イに該当すると判断した情報であっても、岐阜市情報公開条例第6条の2により、公益上の必要性から、一部、裁量的公開を行っている。

## 3 当審査会の考え方及び判断

### (1) 岐阜市情報公開条例第6条第1項第4号イの該当性

ア 実施機関は、本件非公開部分の全部について、岐阜市情報公開条例第6条第1項第4号イに該当する旨を主張しているので、まず同号イの該当性について検討する。

イ 同号イは、市政執行に関する情報であって、公開することにより、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることが明らかなもの」は、公開を拒むことができるとしている。

ウ 実施機関の説明によると、実施機関は、本件保護者の意向に配慮して本件対象公文書の作成及び公表を行った。そして、その後に行われた本件公開請求が和解協議の最中に行われたことから、実施機関は、本件保護者の意向に反して情報を公開した場合、本件保護者からの信頼を失い、和解協議に支障が生じるだけでなく、今後、本件保護者と協力していじめ対策等を行っていくことが立ち行かなくなるおそれがあると考え、当該部分を非公開と判断したとのことである。

この点、本件保護者から示された意向の内容は岐阜市情報公開条例第6条第1項第2号によって保護される利益として捉えることができ、同号に該当する情報が非公開とされる以上、それが適切に行われている限り、本件保護者の意向に反することはない。また、このような前提があるのであれば、今後の岐阜市と本件保護者の協力関係に支障が生じるおそれはないといえる。加えて、この間に岐阜市と遺族の間で

和解が成立していることから、公開・非公開の判断が和解の成否に影響を及ぼすおそれはない。

エ さらに、実施機関の説明によると、本件対象公文書は調査対象者が特定されないことを前提条件に作成されたものなのであるから、そもそも本件対象公文書を公開したとしても、調査対象者が特定されることはないはずである。仮に本件対象公文書に調査対象者が特定されるような情報が含まれていたとしても、上述のとおり、岐阜市情報公開条例第6条第1項第2号の適正な運用によって調査対象者の法的保護は可能である。そうすると、同号に該当する個人識別情報を除き、本件非公開部分の情報を公開したからといって、それにより実施機関への信頼が失われ、今後、同種の調査が行われる際に関係者から協力を得られなくなるとはいえない。

オ 以上より、本件非公開部分の情報は岐阜市情報公開条例第6条第1項第4号イに該当する情報とはいえない。

(2) 岐阜市情報公開条例第6条第1項第2号の該当性

ア 上記(1)のとおり、本件非公開部分は岐阜市情報公開条例第6条第1項第4号イに該当する情報とはいえないが、岐阜市情報公開条例第6条第1項第2号に該当する情報である可能性がある。実際に、実施機関は、本件非公開部分の一部を岐阜市情報公開条例第6条第1項第2号に該当する情報と位置づけ、本件処分を行っている。また、実施機関が岐阜市情報公開条例第6条第1項第2号に該当する情報と位置付けていない情報であっても、本件非公開部分には同号に該当し、非公開とすることが妥当であると考えられる情報がありうる。そこで、本件非公開部分全体を対象にして、それらが岐阜市情報公開条例第6条第1項第2号に該当する情報といえるか否か、以下、検討する。

イ 岐阜市情報公開条例第6条第1項第2号において、実施機関は、個人に関する情報で特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもののうち通常他人に知られたいと認められるもの（教職員の職、氏名及び職務に関する情報を除く。以下「個人識別情報」という。）が記録されている文書については、公開を拒むことができるとされている。

ウ まず、同号でいう「個人」には死者も含まれると解される。なぜなら、岐阜市情報公開条例は文言上、「個人」を生存する個人に限定していないし、死者であっても同号によって保護されるべき利益の存在は認められるからである。この点、岐阜市の「情報公開事務の手引」（令和元年8月）においても、死者が同号によって保護される余地が認められている。

エ また、同号でいう「個人に関する情報」は、氏名のように、それ自体で個人の識別が可能な情報のほか、他の情報と照合することで特定の個人を識別できる情報も含むと解される。

オ 以上を踏まえて、当審査会で本件対象公文書を見分したところ、本件非公開部分には、本件生徒の学年、部活動名、特徴的な言動のほか、

本件に関わった生徒らの属性や特徴、さらには本件に関わる具体的な出来事も記載されていた。これらの情報は、本件学校の関係者が保有する情報等と照合されれば、特定の生徒を識別することが可能であつて、他人に知られてしまえば人間関係等に大きな影響を及ぼしかねない性質のものであるから、通常、他人に知られたくない情報に該当する。よつて、当該情報が記載された部分は岐阜市情報公開条例第6条第1項第2号に該当し、非公開とすることが妥当である。

カ 他方で、本件非公開部分には特定の個人を識別するには至らない情報も部分的に含まれていた（別表第1）。これらの情報については、岐阜市情報公開条例第6条第1項第2号に該当することを理由に非公開とすることは適切ではなく、公開すべきである。

キ なお、本件非公開部分には上述のとおり岐阜市情報公開条例第6条第1項第2号に該当する情報が部分的に含まれているが、その中には本件対象公文書の他の箇所において既に公開されている情報がある。同じ情報でありながら、一方は公開し、他方は公開しないという取扱いに合理的な理由が見い出せない場合には、当該非公開情報は「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」情報として捉え（岐阜市情報公開条例第6条第1項第2号ア）、公開の対象になる情報として捉えることができると解される。

このような理解を前提にして、当審査会で本件対象公文書を見分したところ、別表第2に列挙した情報は本件対象公文書の他の箇所において既に公開されている情報であり、公開しないという取扱いに合理的な理由が見い出されない情報であると判断した。したがつて、これらの情報については岐阜市情報公開条例第6条第1項第2号に該当することを理由に非公開とすることは適切ではなく、公開すべきである。

#### 4 結論

上記の理由により、第1のとおり判断する。

#### 別表第1

特定の個人を識別するには至らない情報

ページ	該当部分
9	2行目の2文字目から行末まで
10	8行目の全文
	9行目の2文字目から行末まで
	26行目の16文字目から行末まで
11	27行目の9文字目から行末まで
12	9行目の全文
13	40行目の全文
15	30行目の2文字目から行末まで
	36行目の27文字目から37行目の行末まで

17	1行目の2文字目から行末まで
	7行目の行頭から4文字目まで
	10行目の行頭から9文字目まで
	10行目の17文字目から行末まで
21	7行目から8行目までの全文
	31行目の行頭から4文字目まで
	32行目の22文字目から行末まで
	35行目から36行目までの全文
	37行目の行頭から24文字目まで
22	1行目の8文字目から行末まで
	2行目から3行目までの全文
	5行目の行頭から26文字目まで
	5行目の31文字目から6行目の行末まで
	13行目から15行目までの全文
	17行目の2文字目から13文字目まで
	17行目の28文字目から行末まで
	18行目の24文字目から31文字目まで
	19行目の8文字目から行末まで
	20行目の9文字目から11文字目まで
	20行目の25文字目から32文字目まで
	21行目の22文字目から行末まで
	22行目の行頭から6文字目まで
	22行目の23文字目から行末まで
	23行目の13文字目から24文字目まで
	25行目の行頭から4文字目まで
	25行目の9文字目から14文字目まで
	25行目の31文字目から26行目の2文字目まで
	28行目の2文字目から行末まで
	30行目の2文字目から24文字目まで
	32行目の5文字目から9文字目まで
	32行目の29文字目から33行目の行末まで
	35行目の14文字目から36行目の7文字目まで
	36行目の30文字目から37行目の行末まで
	38行目の14文字目から20文字目まで
	39行目の14文字目から行末まで
	40行目の2文字目から5文字目まで
40行目の27文字目から行末まで	
23	1行目の行頭から行末まで
	2行目の17文字目から22文字目まで

	3行目の10文字目から21文字目まで
	4行目の6文字目から5行目の行末まで
	6行目の2文字目から23文字目まで
	7行目の3文字目から5文字目まで
	7行目の19文字目から23文字目まで
	10行目の2文字目から13文字目まで
	11行目の27文字目から32文字目まで
	14行目の行頭から4文字目まで
	14行目の12文字目から15行目の2文字目まで
	16行目の2文字目から12文字目まで
	19行目の11文字目から14文字目まで
	20行目の3文字目から9文字目まで
	21行目の27文字目から30文字目まで
	22行目の30文字目から23行目の9文字目まで
	23行目の17文字目から行末まで
	24行目の2文字目から9文字目まで
	25行目の16文字目から27文字目まで
	26行目の16文字目から18文字目まで
	27行目の21文字目から行末まで
	28行目の2文字目から13文字目まで
	29行目の9文字目から14文字目まで
	34行目の4文字目から7文字目まで
	34行目の26文字目から31文字目まで
	35行目の30文字目から33文字目まで
	38行目の2文字目から23文字目まで
	38行目の31文字目から39行目の7文字目まで
	40行目の17文字目から行末まで
24	1行目の行頭から14文字目まで
	1行目の22文字目から行末まで
	2行目から4行目までの全文
	5行目の2文字目から12文字目まで
	5行目の18文字目から23文字目まで
	6行目の4文字目から7行目の行末まで
	8行目の2文字目から行末まで
	10行目の2文字目から20文字目まで
	10行目の34文字目から11行目の22文字目まで
	11行目の30文字目から12行目の行末まで
	13行目の2文字目から11文字目まで
	14行目の10文字目から13文字目まで

	15行目の7文字目から10文字目まで
	16行目の全文
	17行目の行頭から4文字目まで
	17行目の21文字目から行末まで
	18行目の2文字目から20行目の2文字目まで
	21行目の7文字目から行末まで
	22行目の行頭から32文字目まで
	23行目の14文字目から24行目の行末まで
	25行目から26行目までの全文
	27行目の2文字目から31行目の11文字目まで
	31行目の28文字目から33行目の行末まで
	34行目の2文字目から37行目の29文字目まで
	38行目の10文字目から39行目の行末まで
27	4行目の2文字目から18行目の行末まで
	21行目から22行目までの全文
	34行目から36行目までの全文
28	3行目の行頭から11文字目まで
	3行目の20文字目から5行目の行末まで
30	7行目の34文字目から8行目の行末まで
	10行目の全文
32	3行目の全文
	5行目の2文字目から7行目の行末まで
	24行目の9文字目から25行目の行末まで
36	34行目の全文
37	1行目から2行目までの全文
	12行目から25行目までの全文
38	18行目から26行目までの全文
	29行目の行頭から25文字目まで
	30行目の4文字目から25文字目まで
	31行目の6文字目から31行目の行末まで
	32行目の行頭から33行目の9文字目まで
	33行目の19文字目から36行目の行末まで
39	1行目から13行目までの全文
	15行目から16行目までの全文
	20行目から25行目の4文字目まで
	25行目の20文字目から32行目の行末まで
	34行目から38行目までの全文
40	1行目から6行目までの全文
	11行目から23行目までの全文

41	6行目の17文字目から30文字目まで
45	6行目の17文字目から31文字目まで
46	1行目の17文字目から30文字目まで
47	2列目の11行目の6文字目から12行目の5文字目まで
49	3列目の17行目の5文字目から行末まで
	3列目の20行目の行頭から23行目の7文字目まで
51	2行目の17文字目から31文字目まで
54	26行目の25文字目から28文字目まで
57	35行目の24文字目から33文字目まで
	36行目の18文字目から23文字目まで
58	14行目の17文字目から30文字目まで
60	11行目の14文字目から31文字目まで
	12行目の4文字目から24文字目まで
	32行目の6文字目から10文字目まで
61	9行目の9文字目から29文字目まで
62	19行目の16文字目から24文字目まで
64	10行目の5文字目から11文字目まで
	12行目の11文字目から23文字目まで
66	22行目の24文字目から30文字目まで
	23行目の18文字目から23文字目まで
	24行目の14文字目から22文字目まで
67	16行目の17文字目から30文字目まで
70	11行目の6文字目から13文字目まで
	28行目の5文字目から18文字目まで
71	34行目の22文字目から30文字目まで
73	33行目の5文字目から11文字目まで
	35行目の12文字目から23文字目まで
76	15行目の24文字目から30文字目まで
	16行目の18文字目から23文字目まで
	17行目の14文字目から22文字目まで
77	12行目の23文字目から行末まで
78	9行目の13文字目から26文字目まで
79	28行目の8文字目から15文字目まで
81	21行目の14文字目から21文字目まで
99	16行目の行頭から19行目の8文字目まで

別表第2

本件対象公文書の他の箇所において既に公開されている情報

ページ	該当部分
11	28行目の2文字目から行末まで
13	36行目の2文字目から行末まで
17	9行目の行頭から5文字目まで
	9行目の13文字目から行末まで
21	22行目の2文字目から11文字目まで
	25行目の2文字目から26行目の3文字目まで
22	35行目の2文字目から13文字目まで
23	22行目の4文字目から29文字目まで
	38行目の24文字目から30文字目まで
	40行目の5文字目から16文字目まで
24	5行目の13文字目から17文字目まで
	11行目の23文字目から29文字目まで
30	9行目の全文
32	4行目の8文字目から行末まで
34	8行目から9行目までの全文
47	2列目の4行目の行頭から6行目の4文字目まで
58	6行目の行頭から33文字目まで
	7行目の12文字目から15文字目まで
	30行目の19文字目から33文字目まで
60	10行目の16文字目から11行目の13文字目まで
67	32行目の19文字目から33文字目まで
69	17行目の16文字目から17文字目まで
	17行目の25文字目から28文字目まで
	18行目の行頭から12文字目まで
73	31行目の7文字目から13文字目まで
	31行目の27文字目から32行目の3文字目まで
	32行目の15文字目から行末まで
76	24行目の行頭から33文字目まで
	25行目の12文字目から15文字目まで
77	13行目から15行目までの全文
79	23行目の23文字目から24行目の22文字目まで

## 第5 審査会までの審査経緯等

令和2年 1月 7日 公文書公開請求  
6月 9日 実施機関による一部公開決定  
8月 5日 審査請求  
9月11日 実施機関による弁明  
10月22日 審査請求人による反論  
10月30日 審査請求人による口頭意見陳述

	11月16日	実施機関による証拠書類の提出
	11月27日	審査会への諮問
	12月14日	審査会の審議
3年	1月18日	審査会の審議
	2月22日	審査会の審議
	3月19日	審査会の審議
	4月16日	審査会の審議及び実施機関による説明
	5月21日	審査会の審議
	7月 2日	審査会の審議
	7月26日	審査会の審議
	8月23日	審査会の審議
	9月27日	審査会の審議
	10月18日	審査会の審議
	11月22日	審査会の審議
	12月13日	審査会の審議
4年	2月 7日	答申

岐阜市情報公開・個人情報保護審査会

会長	土 田 伸 也
委員	寺 本 和佳子
	三 谷 晋 一
	南 圭 一